

# JIS

## 船舶及び海洋技術－ 船用磁気コンパス、ビナクル及び方位測定具

JIS F 9101 : 2015  
(ISO 25862 : 2009)  
(JSTRA)

平成 27 年 12 月 10 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	東京大学
(委員)	會 川 義 寛	お茶の水女子大学名誉教授
	阿 部 隆	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	伊 藤 弘	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
	宇 治 公 隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	鎌 田 実	東京大学
	河 村 真紀子	主婦連合会
	甲 田 英 一	東邦大学
	神 山 宣 彦	東洋大学
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	高 田 祥 三	早稲田大学
	高 久 昇	一般財団法人日本規格協会
	高 増 潔	東京大学
	田 中 龍 彦	東京理科大学
	内 藤 政 彦	一般社団法人日本自動車工業会
	長 井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	奈 良 広 一	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	西 江 勇 二	公益財団法人鉄道総合技術研究所
	長谷川 鉄 朗	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	三 谷 泰 久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	槇 徹 雄	東京都市大学
	増 井 忠 幸	東京都市大学名誉教授
	棟 近 雅 彦	早稲田大学

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 41.3.30 改正：平成 27.12.10

官 報 公 示：平成 27.12.10

原 案 作 成 者：一般財団法人日本船舶技術研究協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-9 ラウンドクロス赤坂 TEL 03-5575-6425)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局 船舶産業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 磁気コンパス	2
4.1 構造及び材料	2
4.2 装着	4
4.3 指北装置	4
4.4 コンパスカード	6
4.5 精度	7
4.6 磁気コンパスの環境条件試験（クラス A だけに適用）	8
5 ビナクル	8
5.1 A1 形ビナクル	9
5.2 A2 形ビナクル	10
6 方位測定具 [クラス A, 及びクラス B (装備する場合)]	11
6.1 方位測定	12
6.2 のぞき窓付方位測定具	12
6.3 水準器	12
7 表示	12
8 形式表示	12
附属書 A (規定) 船用磁気コンパス, ビナクル及び方位測定具の一般的な試験及び証明	13
附属書 B (規定) 船用磁気コンパスの試験及び証明	14
附属書 C (規定) 方位測定具の試験及び証明	23
附属書 D (規定) ビナクルの型式試験及び証明	28
附属書 E (規定) 磁気コンパスの船内取付け位置	35
附属書 F (規定) 安全距離の決定	39
附属書 G (規定) 磁気コンパス自差の修正	40
附属書 H (規定) 救命艇/救助艇用磁気コンパスの要件	42
解 説	43

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本船舶技術研究協会（JSTRA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS F 9101:1998** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 船舶及び海洋技術— 船用磁気コンパス、ビナクル及び方位測定具

## Ships and marine technology— Marine magnetic compasses, binnacles and azimuth reading devices

### 序文

この規格は、2009年に第1版として発行された **ISO 25862** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

### 1 適用範囲

この規格は、航行・操舵目的の、船用磁気コンパス、ビナクル及び方位測定具用の構造及び性能に関する要件を規定する。

この規格は、船舶の設計に従い、二つの形式のビナクルを規定し、

- 現行法規に従い、海上航行における船舶の航法及び操舵を対象とする、
- 直読装置をもつ、  
液体式磁気コンパスに適用する。

- 反映式（反射式）、投影式又は方位発信形のいずれにも適用できる。

この規格において、磁気コンパスとは、ボウルの中の1本の軸針で支持された指北装置からなる器具であり、そのボウルは内側及び外側のジンバルで支えられ、かつ、その内部を液体で完全に満たしてあるものをいう。ただし、ジンバル装置のない磁気コンパスもこの規格に含まれ、そのようなコンパスの場合には、ジンバル装置に関する要件は適用しない。

この規格は、次のものに適用する。

- SOLAS 条約適用対象であり（総トン数 150 トン以上、かつ、国際航海に従事している船舶及び総トン数 500 トン以上、かつ、国際航海に従事していない船舶）、クラス A 磁気コンパスを搭載している全ての船舶
- SOLAS 条約適用対象外であり、クラス A 又はクラス B 磁気コンパスを搭載している全ての船舶
- クラス B 磁気コンパスを搭載している救命艇／救助艇（**附属書 H** に記載されているとおり。）

この規格は、次のものには適用しない。

- a) 乾式カードコンパス
- b) 上記と異なった原理で設計された形の磁気コンパス、又は述べられた規定に従っていない形の磁気コンパス
- c) ハンドベアリングコンパス

試験及び証明の要件、船内での位置調整並びに自差修正は、附属書に規定する。